

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 平成二十七年岡山県職員 A 採用試験の 実施 【人事委員会】
		担当課（室）	人事委員会
			目次
			担当課（室）

平成27年9月16日 岡山県公報 号外

岡山県人事委員会公示第七号

平成二十七年年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十六日

岡山県人事委員会委員長 森

義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

1 試験区分

土木

2 採用予定者数

四名

3 主な勤務先及び職務内容

知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和六十年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者

(2) 平成六年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）

を卒業した者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

平成27年9月16日 岡山県公報 号外

(2) 専門試験

数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、土木施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(2) 口述試験

第一次個別面接、第二次個別面接及び集団討論により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
平成二十七年十一月一日(日曜日)	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
平成二十七年十一月二十八日(土曜日)及び同月二十九日(日曜日)	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
----	-------	----

第一次試験	平成二十七年十一月十八日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十七年十二月九日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十八年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成二十七年四月採用者（新卒者）の給料月額は一八五、五〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目五番七号丸の内会館三階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十七年九月十六日（水曜日）から同年十月十四日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成二十七年九月十六日（水曜日）から同年十月七日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。ま

た、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六一(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。